

第136回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和4年10月20日（木）14:00～14:56
2. 通知年月日 令和4年10月7日（金）
3. 公示年月日 令和4年10月7日（金）
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 318会議室
5. 出席者（委員）荒川会長、川崎委員、吉原委員、川本委員、持永委員、金子委員、佐木委員
（事務局）古原事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、吉川主任技師

6. 議案 第1号議案
「令和3年度第5種共同漁業権等に関する増殖実績について」
第2号議案
「令和4年度第5種共同漁業権等に関する増殖計画（案）について」
第3号議案
「長崎県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」
その他
① 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について（報告）
② 下りウナギの保護について（報告）

7. 議事

事務局

ただ今から、第136回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。はじめに荒川会長からご挨拶をお願いします。

会長

（会長挨拶）

会長

それでは本日は新年度の第1回目の委員会となりますので、議事に入る前に4月に異動となりました事務局員の紹介を事務局からお願いします。

事務局

令和4年4月1日付けで異動となりました事務局員を紹介します。
（事務局長の古原、事務局主任技師の吉川を紹介。）

会長

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局から報告願います。

事務局

本日は、岩岡委員が欠席されております。委員7名が出席されており、出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第173条により準用する同法第145条の規定に基づき、本委員会が成立しますことをご報告いたします。

会長

これより議事に入ります。

はじめに本委員会規程第9条第2項に従い議事録署名人を指名します。本日の議事録署名人は、「持永委員」と「吉原委員」にお願いいたします。

本日の議案は、お手元の資料のとおり、

- ・第1号議案「令和3年度第5種共同漁業権等に関する増殖実績について」
 - ・第2号議案「令和4年度第5種共同漁業権等に関する増殖計画（案）について」
 - ・第3号議案「長崎県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」
 - ・「その他」
 - ① 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について（報告）
 - ② 下りウナギの保護について（報告）
- となっております。

会長

それでは第1号議案「令和3年度第5種共同漁業権等に関する増殖実績について」及び、第2号議案「令和4年度第5種共同漁業権等に関する増殖計画（案）について」は、関連する議案ですので、一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

〔・令和3年度の川棚川漁業協同組合、各内水面振興協議会の増殖実績について説明。〕

事務局

以上が、各河川の増殖実績でございます。
引き続き第2号議案「令和4年度第5種共同漁業権等に関する増殖計画（案）について」をご説明いたします。

〔・依頼文朗読、令和4年度の川棚川漁業協同組合、各内水面振興協議会の増殖計画案について説明。〕

会長

ただ今、事務局から説明がありました、「令和3年度第5種共同漁業権等に関する増殖実績について」、「令和4年度第5種共同漁業権等に関する増殖計画（案）について」、ご審議願います。ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

（意見等なし）

会長

特段ご意見等もないようですので、お諮りします。第1号議案「令和3年度第5種共同漁業権等に関する増殖実績について」は、ご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

会長

異議ないようですので、原案どおり妥当な増殖実績であった旨承認することとします。

続きまして、第2号議案「令和4年度第5種共同漁業権に関する増殖計画（案）について」は、ご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

会長

異議ないようですので、原案どおり決定することといたします。
続きまして、第3号議案「長崎県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

- ・当該規程中で準用する知事が管理する公文書の開示等に関する規則が、長崎県情報公開条例施行規則へ全部改正されたため、当該規程の廃止を提案するもの。
- ・当該規程が廃止されたのちは、県条例及び施行規則の規定により情報公開事務を取り扱うこととなる。

会長

ただ今説明がありました、本委員会の規程の廃止についてご審議願います。ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

(意見等なし)

会長

ご意見等もないようですのでお諮りします。第3号議案「長崎県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」は、原案どおり廃止することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

会長

異議ないようですので、原案どおり廃止することといたします。それでは、その他の件に移ります。①「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について」、事務局から説明願います。

事務局

- ・令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会報告について、概要を説明。
- ・令和4年度中央省庁提案行動結果について、概要を説明。
- ・併せて、令和5年度中央省庁提案項目のとりまとめについて、委員への照会状況等を報告し、今後のスケジュール等を説明。

会長

ただ今、説明がありましたこの件に関して、ご質問等ございませんか。

金子委員

カワウ対策については、水産庁から、被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めるとの回答がありますが、長崎県においても申請すれば利用できますか？

事務局 本県にも支援事業に関する説明があつております。ただし、事業実施主体は内水面漁連等であり、メニューを見る限りは事業実施に対するハードルは高いようです。

金子委員 それでは、志佐川内水面振興協議会で実施しているカワウ対策に対して、何かしらの支援を申請することは難しいということではよろしいでしょうか？

事務局 第134回長崎県内水面漁場管理委員会でもご説明差し上げたとおり、昨年、鳥獣駆除の所管課とも協議した結果、現状として直ちに利用可能なメニューはないものと考えております。志佐川に関しては、昨年、松浦市の支援を受けてカワウ対策に取り組みましたが、松浦市からは今年以降も引き続き支援を継続するとお伺いしております。

金子委員 利用できる事業があるなら、有効利用したいと思った次第です。

会長 せっかくの国の予算ですので、県内の内水面振興協議会が取り組むカワウ対策に対して、何らかの支援を利用できる可能性がないか、事務局は再度検討をお願いします。

事務局 関係機関に確認させていただきます。

会長 ほかにご質問等ございませんでしょうか？

各委員 (質問等なし)

会長 他にご質問等もないようですので、次の議題に移ります。②「下りウナギの保護について(報告)」事務局から説明願います。

事務局

- ・下りウナギ保護について、平成31年2月27日開催第129回委員会の協議結果を受け、県内内水面漁協、振興協議会での取り組み(自主規制案(1.採捕期間の制限、2.下りウナギの再放流))を依頼。
- ・各河川における進捗状況を報告。

・令和5年12月1日以降における、ウナギ稚魚の採捕に必要となる許可等および無許可の場合に適用される可能性のある罰則について、整理状況を説明。

会長 　　ただ今、説明がありました件に関して、ご質問等ございませんか。

川本委員 　　現在、長崎県内でシラスウナギの採捕を行う人がいますか？

事務局 　　県内で、養殖種苗として採捕されている方がおります。

川本委員 　　件数や採捕している場所はわかりますか？次の委員会でいいので教えていただけますか？

事務局 　　承知しました。調べてから回答いたします。

会長 　　他にご質問等ございませんか。

各委員 　　(質問等なし)

会長 　　それでは、私の方から委員の皆様をお願いさせていただきます。下りウナギの保護に向けては、少しずつ自主規制の取組が進展しているようです。まだ協議中の河川もありますので、皆様におかれては内水面漁場管理委員の委員として、国が求める自主規制を、県全体で取り組めるようにご指導のほどよろしく申し上げます。

また、実態としてあるのかわかりませんが、増殖用種苗としてであっても13センチメートル以下のウナギを採捕すると非常に重い罰則が適用される可能性がありますので、各河川でご指導いただきますようお願い申し上げます。

その他の件として、委員の皆様や事務局から他に何かございませんか。

事務局 　　(次回開催予定 年度末頃：KHVまん延防止委員会指示関係)

会長 　　他にないようですので、これをもちまして、第136回長崎県内水面

漁場管理委員会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

―― 閉会 ――